

「立命館言語文化研究」執筆・投稿規定

「立命館言語文化研究」編集規定

## 「立命館言語文化研究」執筆・投稿規定

1. 本規定は「立命館言語文化研究」（以下、「紀要」という。）の執筆ならびに投稿について定めるものである。
2. 紀要に投稿できる論文等の執筆者は、本学の専任教員（有期限雇用の教員を含む。）および編集委員会が寄稿を依頼した者または投稿を認めた者とする。
3. 原稿の種類は以下のとおりとする。
  - (1) 論文（特集，および個別論文）
  - (2) 研究ノート
  - (3) 書評
  - (4) 資料
  - (5) その他編集委員会が依頼または承認したもの
4. 原稿は、すべて未発表のものとする。また、原稿の執筆に際して、執筆者は、剽窃はもとより、日本語または外国語による他の著作物から当該の言語のまま引用あるいは他の言語に翻訳して引用する場合であっても、第三者の著作権が侵害されることのないよう、最大限留意しなければならない。
5. 原稿の分量は、和文の場合は 20,000 字程度、欧文の場合は 7,000 語程度、その他の言語の場合は和文に相当する分量とし、いずれも図表を含めたときの上限とする。
6. 原稿の執筆に関する詳細は、別途「執筆要領」において定める。
7. 原稿には、本文のほかに、欧文による 150 Words 以内の要約およびキーワード（5点以内）を添付するほか、欧文以外の原稿には欧文による表題を、和文以外の原稿には和文による要約を添付して提出する。
8. 原稿は、電子媒体（フロッピーディスク、CD-R/RW 等）にハードコピーを添えて提出するものとする。締切日を過ぎた場合は原則として受理しない。
9. その他必要な事項については、編集委員会の議を経て、運営委員会で決定する。
10. 本規定の改廃は、編集委員会の議を経て研究所運営委員会において行う。

附則 1. 本規定は2004年12月14日から施行する。

2. 本規定の制定に伴い、「立命館言語文化研究 投稿規定」（2003年3月11日）は廃止する。

3. 研究所のホームページ上で公開する論文等については、本規定を準用する。